

標準処理期間(薬務課及び保健所)

法令名	根拠条項	許認可等の種類	所轄課	標準処理期間		
				経由期間(経由先)	協議期間	
				(注)経由期間は内数	(協議先)	
医薬品医療機器等法	法第4条第1項	薬局開設の許可	保健所	15日	5日(保健所支所)	
医薬品医療機器等法	法第4条第4項	薬局開設の許可の更新	保健所	10日	5日(保健所支所)	
医薬品医療機器等法	法第6条の2第1項、法第6条の3第1項	地域連携薬局・専門医療機関連携薬局の認定	薬務課	30日	5日(宇都宮市保健所、保健所・保健所支所)	(栃木県地方薬事審議会)
医薬品医療機器等法	法第6条の2第4項、法第6条の3第5項	地域連携薬局・専門医療機関連携薬局の認定の更新	薬務課	30日	5日(宇都宮市保健所、保健所・保健所支所)	(栃木県地方薬事審議会)
医薬品医療機器等法	法第7条第4項(細則第2条)	薬局管理者の兼務の許可	保健所	15日	5日(保健所支所)	
医薬品医療機器等法	法第12条第1項	医薬品、医薬部外品、化粧品製造販売業の許可	薬務課	60日		
医薬品医療機器等法	法第12条第1項	医薬品製造販売業の許可(薬局製造販売医薬品)	保健所	15日	5日(保健所支所)	
医薬品医療機器等法	法第12条第4項	医薬品、医薬部外品、化粧品製造販売業の許可の更新	薬務課	60日		
医薬品医療機器等法	法第12条第4項	医薬品製造販売業の許可の更新(薬局製造販売医薬品)	保健所	10日	5日(保健所支所)	
医薬品医療機器等法	法第13条第1項	医薬品、医薬部外品、化粧品製造業の許可	薬務課	60日		
医薬品医療機器等法	法第13条第1項	医薬品、医薬部外品、化粧品製造業の許可(包装、表示又は保管のみを行うもの)	薬務課	30日		
医薬品医療機器等法	法第13条第1項	医薬品製造業の許可(薬局製造販売医薬品)	保健所	15日	5日(保健所支所)	
医薬品医療機器等法	法第13条第4項	医薬品、医薬部外品、化粧品製造業の許可の更新	薬務課	60日		
医薬品医療機器等法	法第13条第4項	医薬品、医薬部外品、化粧品製造業の許可の更新(包装、表示又は保管のみを行うもの)	薬務課	30日		
医薬品医療機器等法	法第13条第4項	医薬品製造業の許可の更新(薬局製造販売医薬品)	保健所	10日	5日(保健所支所)	
医薬品医療機器等法	法第13条第8項	医薬品等製造業の許可の区分の変更追加の許可	薬務課	60日		
医薬品医療機器等法	法第13条第8項	医薬品等製造業の許可の区分の変更追加の許可(包装、表示又は保管のみを行うもの)	薬務課	30日		
医薬品医療機器等法	法第13条の2の2第1項	医薬品、医薬部外品、化粧品の保管のみ製造業の登録	薬務課	30日		
医薬品医療機器等法	法第13条の2の2第4項	医薬品、医薬部外品、化粧品の保管のみ製造業の登録の更新	薬務課	30日		
医薬品医療機器等法	法第14条第1項	医薬品等製造販売の承認	薬務課	90日		
医薬品医療機器等法	法第14条第1項	医薬品製造販売の承認(薬局製造販売医薬品)	保健所	15日	5日(保健所支所)	
医薬品医療機器等法	法第14条第7項、法第80条第1項	GMP適合性調査	薬務課	60日		
医薬品医療機器等法	法第14条第7項、法第80条第1項	GMP適合性調査(包装、表示又は保管のみを行うもの)	薬務課	60日		
医薬品医療機器等法	法第14条第15項	医薬品等製造販売の承認事項の一部変更	薬務課	90日		
医薬品医療機器等法	法第14条第15項	医薬品等製造の承認事項の一部変更(薬局製造販売医薬品)	保健所	15日	5日(保健所支所)	
医薬品医療機器等法	法第14条の2第2項	医薬品、医薬部外品の区分適合性調査	薬務課	60日		
医薬品医療機器等法	法第14条の7の2第3項	医薬品、医薬部外品の適合性確認	薬務課	60日		
医薬品医療機器等法	法第17条第8項(細則第2条)	医薬品製造管理者の兼務の許可	薬務課	30日		
医薬品医療機器等法	法第23条の2第1項	医療機器、体外診断用医薬品製造販売業の許可	薬務課	60日		
医薬品医療機器等法	法第23条の2第4項	医療機器、体外診断用医薬品製造販売業の許可の更新	薬務課	60日		
医薬品医療機器等法	法第23条の2の3第1項	医療機器、体外診断用医薬品製造業の登録	薬務課	30日		
医薬品医療機器等法	法第23条の2の3第3項	医療機器、体外診断用医薬品製造業の登録の更新	薬務課	30日		
医薬品医療機器等法	法第23条の2の14第13項(細則第2条)	医療機器製造業責任技術者、体外診断用医薬品製造業製造管理者の兼務の許可	薬務課	30日		
医薬品医療機器等法	法第23条の20第1項	再生医療等製品製造販売業の許可	薬務課	60日		
医薬品医療機器等法	法第23条の20第4項	再生医療等製品製造販売業の許可の更新	薬務課	60日		
医薬品医療機器等法	法第24条第1項	医薬品販売業の許可	薬務課	15日	5日(宇都宮市保健所)	
			保健所	15日	5日(保健所支所)	
医薬品医療機器等法	法第24条第2項	医薬品販売業の許可の更新	薬務課	10日	5日(宇都宮市保健所)	
			保健所	10日	5日(保健所支所)	
医薬品医療機器等法	法第28条第4項(細則第2条)	店舗管理者の兼務の許可	保健所	15日	5日(保健所支所)	
医薬品医療機器等法	法第33条	配置従事者の身分証明書の交付	薬務課	15日	5日(宇都宮市保健所、保健所・保健所支所)	

法令名	根拠条項	許認可等の種類	所轄課	標準処理期間		
				經由期間(經由先)		協議期間
				(注)經由期間は内数		(協議先)
医薬品医療機器等法	法第33条(細則第6条)	配置従事者の身分証明書の書換え・再交付	薬務課	10日	5日(宇都宮市保健所・保健所・保健所支所)	
医薬品医療機器等法	法第35条第4項(細則第2条)	営業所管理者の兼務の許可	薬務課	15日	5日(宇都宮市保健所)	
			保健所	15日	5日(保健所支所)	
医薬品医療機器等法	法第39条第1項	高度管理医療機器販売・貸与業の許可	保健所	15日	5日(保健所支所)	
医薬品医療機器等法	法第39条第6項	高度管理医療機器販売・貸与業の許可の更新	保健所	10日	5日(保健所支所)	
医薬品医療機器等法	法第39条の2第2項(細則第2条)	高度管理医療機器販売・貸与業営業所管理者の兼務の許可	保健所	15日	5日(保健所支所)	
医薬品医療機器等法	法第39条の3第1項(細則第9条)	管理医療機器販売・貸与業の届出済証交付	保健所	10日	5日(保健所支所)	
医薬品医療機器等法	法第39条の3第1項(細則第10条・細則第11条)	管理医療機器販売・貸与業の届出済証の書換え・再交付	保健所	10日	5日(保健所支所)	
医薬品医療機器等法	法第40条の2第1項	医療機器修理業の許可	薬務課	60日		
医薬品医療機器等法	法第40条の2第4項	医療機器修理業の許可の更新	薬務課	60日		
医薬品医療機器等法	法第40条の2第7項	医療機器修理区分の変更追加の許可	薬務課	45日		
医薬品医療機器等法	法第40条の5第1項	再生医療等製品販売業の許可	薬務課	15日	5日(宇都宮市保健所)	
			保健所	15日	5日(保健所支所)	
医薬品医療機器等法	法第40条の5第6項	再生医療等製品販売業の許可の更新	薬務課	10日	5日(宇都宮市保健所)	
			保健所	10日	5日(保健所支所)	
医薬品医療機器等法	法第40条の6第2項(細則第2条)	再生医療等製品販売業営業所管理者の許可の兼務	薬務課	15日	5日(宇都宮市保健所)	
			保健所	15日	5日(保健所支所)	
医薬品医療機器等法	法第68条の16第2項	生物由来製品の製造管理者の承認	薬務課	30日		
医薬品医療機器等法施行令	政令第2条の3第1項、政令第2条の4第1項	薬局開設許可証の書換え・再交付	保健所	10日	5日(保健所支所)	
医薬品医療機器等法施行令	政令第2条の8第1項、政令第2条の9第1項	地域連携薬局・専門医療機関連携薬局の認定証の書換え・再交付	薬務課	10日	5日(宇都宮市保健所・保健所・保健所支所)	
医薬品医療機器等法施行令	政令第5条第2項、政令第6条第2項	医薬品、医薬部外品、化粧品製造販売業の許可証の書換え・再交付	薬務課	10日		
医薬品医療機器等法施行令	政令第5条第2項、政令第6条第3項	医薬品製造販売業の許可証の書換え・再交付(薬局製造販売医薬品)	保健所	10日	5日(保健所支所)	
医薬品医療機器等法施行令	政令第12条第2項、政令第13条第2項	医薬品、医薬部外品、化粧品製造業の許可証の書換え・再交付	薬務課	10日		
医薬品医療機器等法施行令	政令第16条の4第1項、政令第16条の5第1項	医薬品、医薬部外品、化粧品の保管のみ製造業の登録証の書換え・再交付	薬務課	10日		
医薬品医療機器等法施行令	政令第26条の4第1項、政令第26条の5第1項	基準適合証の書換え・再交付	薬務課	10日		
医薬品医療機器等法施行令	政令第37条の2第1項、政令第37条の3第1項	医療機器、体外診断用医薬品製造販売業の許可証の書換え・再交付	薬務課	10日		
医薬品医療機器等法施行令	政令第37条の9第1項、政令第37条の10第1項	医療機器、体外診断用医薬品製造業の登録証、医療機器修理業の許可証の書換え・再交付	薬務課	10日		
医薬品医療機器等法施行令	政令第43条の4第1項、政令第43条の5第1項	再生医療等製品製造販売業の書換え・再交付	薬務課	10日		
医薬品医療機器等法施行令	政令第45条第2項、政令第46条第2項	医薬品販売業等の許可証の書換え・再交付	薬務課	10日	5日(宇都宮市保健所)	
			保健所	10日	5日(保健所支所)	
医薬品医療機器等法施行規則	省令第159条の7第1項	販売従事登録	薬務課	15日	5日(保健所・保健所支所)	
医薬品医療機器等法施行規則	省令第159条の11第1項、省令第159条の12第1項	販売従事登録証の書換え・再交付	薬務課	10日	5日(保健所・保健所支所)	
医薬品医療機器等法施行細則	細則第8条の5第1項	合格証明書の交付	薬務課	10日	5日(保健所・保健所支所)	
薬事法施行規則等の一部を改正する省令(平成21年厚生労働省令第10号)に基づく事務		附則第12条の規定によりなおその効力を有することとされる薬事法施行規則の一部を改正する省令による改正前の薬事法施行規則(昭和36年厚生省令第1号)第159条の規定による配置販売業に係る指定品目の変更及び追加の指定	薬務課	15日	5日(宇都宮市保健所・保健所・保健所支所)	